

# 開示請求書(個人用)

Nexus Card株式会社 御中

私は、下記の開示請求者本人に関する保有個人データの開示を求めます。

【Nexus Card株式会社が取得する個人情報の使用目的の明示】

Nexus Card株式会社(以下、「当社」という。)はこの請求書によって取得する個人情報をこの開示請求のみに使用し、他の目的に使用しません。ただし、開示請求者が当社とお取引がある場合には、当社が公表し、または既に開示請求者からご同意いただいている使用目的の範囲内で使用し、他の目的では使用致しません。

◇開示請求者本人 ※太線の枠内にご記入ください

開示請求日	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日						
フリガナ	ニホン タロウ						
氏名	日本 太郎	印	性別	男・女	生年月日	大正 昭和 平成	51年 1月 1日
住所	(〒 534 - 0024 )		自 宅	電 話	番 号	( 06 ) 〇〇〇〇 - 1234	
	大阪市都島区東野田町〇丁目〇番〇号 **マンション〇〇号 室		会 員	番 号	わかる場合はご記入ください		

必要事項をご記入いただき、氏名横に押印をして下さい。  
(押印は印鑑又はシャチハタ印。サインは不可です。)

◇法定代理人(親権者・相続人・未成年後見人・成年後見人・保佐人・補助人の場合) ◇任意代理人(本人が委任した場合)

フリガナ	①	印	性別	男・女	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日
住所	(〒 - )		連 絡 先	電 話	番 号	( ) -	
			※いずれかに○をお付けください 自宅・携帯・勤務先				

開示請求者本人との関係(○をお付けください) 親権者 相続人 未成年後見人 成年後見人 保佐人 補助人 任意代理人  
※代理人の場合にはご本人に確認をさせていただきます。 → 相続人の場合は下記被相続人欄をご記入ください

法定代理人様または任意代理人様による申請の場合は、  
左記の①または②部分すべてをご記入ください。  
(押印は印鑑又はシャチハタ印。サインは不可です。)

フリガナ 被相続人氏名	②	性別	男・女	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日
住所			電 話	番 号		

(法定代理人様または任意代理人様による申請の場合は、  
代理人であることが証明できる書類が必要です。)

◇開示を求める項目 (該当する項目にレをお付けください)

<input type="checkbox"/> 個人識別情報	<input type="checkbox"/> 郵便番号	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> e-mailアドレス
<input type="checkbox"/> 現在の契約内容	<input type="checkbox"/> 利用可能額	<input type="checkbox"/> 残存元本額	<input type="checkbox"/> 現在適用年利率	<input type="checkbox"/> 次回返済期日	<input type="checkbox"/> 次回返済元利合計金額
<input type="checkbox"/> 借入履歴情報	<input type="checkbox"/> 借入日	<input type="checkbox"/> 借入金額			
<input checked="" type="checkbox"/> 返済履歴情報	<input checked="" type="checkbox"/> 返済日	<input checked="" type="checkbox"/> 返済金額			
<input type="checkbox"/> その他	[ ]				

※たとえば「貴社の保有個人データ全部」というような包括的な記載については、開示請求に応じかねますのでご了承ください。

開示を求める項目にチェック(✓)を入れてください。  
受取希望方法のご記入もお忘れにならぬようご記入ください。

◇当社の保有個人データに関する開示書面の受取希望方法

1.来社 (来社日時 : 月 日 時頃)	<input checked="" type="checkbox"/> 郵送	<input checked="" type="checkbox"/> 簡易書留	<input type="checkbox"/> 本人限定受取郵便 (左記いずれかに○をお付け下さい)
----------------------	--	--	---

※ご本人様が確認できる書類等のコピーを必ず同封してください。